2014年９月定例県議会

１　本会議一般質問

柳　下　礼　子　議　員

（2014年９月29日）

１ 知事の政治姿勢について
２ 大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進について
３ すべての障害者の権利を守るために支援の拡充を
（１）入所施設を増設して1300人の待機者の解消を
（２）医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のために
（３）強度行動障害者の支援のために県の施設拡充を
４ 周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力を
５ 県立小児医療センターについて
６ すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備を
（１）特別支援学校の整備拡充を
（２）すべての学校教室にエアコン設置を
７ 映画「となりのトトロ」のふるさとと狭山丘陵の保全のために
８ 危険なオスプレイから埼玉の空を守れ

知事の政治姿勢について

Ｑ．柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。

初めに、御嶽山の突然の噴火について、犠牲になられた皆様にお悔やみ申し上げます。被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。お悔やみも同時に申し上げたいと思います。

それでは、党県議団を代表して一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

戦争できる国づくり、普天間基地の辺野古移設、消費税の大増税、雇用・社会保障の大改悪など安倍自公政権の暴走に国民は危機感を募らせ、全国で怒りの声が沸き起こっています。戦後最悪の地方政治破壊に対して、今、地方自治体は市民の平和と生活を守るための防波堤となるべきです。この立場から２点伺います。

７月１日、安倍内閣は歴代内閣の憲法解釈を転換して、集団的自衛権を容認する閣議決定を行いました。他国の戦争に時の内閣の判断で参加することが可能になるという重大な決定を、国民にも諮らず、法的な手続にもよらず、憲法遵守義務のある内閣が行ったことは立憲主義の否定です。官邸前はじめ全国各地で抗議集会が続き、我が党には元自衛官や現職自衛官の家族の皆さんから激励の声が寄せられています。埼玉弁護士会は、閣議決定に断固反対する会長談話を発表し、総会決議も上げ、運動の先頭に立っています。

知事は、このような立憲主義を否定する安倍内閣の閣議決定をどのように受け止めているの

かお答えください。

続いて、消費税の増税についてです。

４月の８％への増税が、日本の経済に深刻なダメージを与えています。４月から６月期のＧＤＰがマイナス7.1％と、かつて５％への増税が行われたときを上回る打撃です。「消費税増税と野菜の高騰で、スーパーで毎日ため息が出る」「この機会に商売を畳んだ」という声があふれているように、金融市場にどれほど資金を流し込んで株価を引き上げても国民の実感はごまかせません。県政世論調査によれば「生活が苦しくなった」と答えた県民が47％と５％以上増えました。安倍政権は早期に10％増税を決断するとしていますが、日本経済を破壊する歴史的暴挙です。

知事はこれまで消費税の増税に賛成してこられましたが、10％への増税は絶対にやめるべきではないですか。知事の見解をお示しください。

家計の疲弊をよそに国、地方を挙げて大型公共事業計画が進んでいます。リニアモーターカー計画、東京都の国立競技場の建替え、そして利水にも治水にも役に立たない八ッ場ダムの本体工事が引き続き進んでおります。戦争への国づくり、県民の生活をめちゃめちゃにする大増税、孫子の代まで借金漬けにする公共事業の乱立。こうした国の暴走に勇気を持って「ノー」の声を上げ、歯止めをかけてこそ地方自治体の本領が発揮されます。党県議団はこの立場に立って全力を挙げる決意です。

Ａ．上田清司知事

柳下礼子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、知事の政治姿勢についてのお尋ねのうち、集団的自衛権の行使容認が閣議決定されたことについてでございます。

私は、安全保障という国家の基本中の基本について、政府の方針を明確にしておくことは極めて重要なことだと思っております。集団的自衛権そのものも一つの考え方であると思います。私自身は、権利はあるが行使できないという考え方はおかしいと思っております。権利のあるところは行使もできる、このように思っております。

ただ、今回の閣議決定では、決定に至る議論の進め方が性急だったように思いますし、国民の理解が十分得られたかどうかということについては、必ずしもそうではないかという考え方を私は持っております。また、閣議決定で示された新たな集団的自衛権行使の三要件についても、更に明確にしていく必要があるのではないかと思っております。国会における今後の関連法案の審議で徹底した議論が尽くされると期待しているところです。

孫子の兵法では、「兵は国家の大事なり」と言っております。その言葉の趣旨は、いざ戦いに至ってしまえば、勝っても負けても負の遺産が残るという意味ではないかと思っています。例えば、イスラエルは百戦して百勝でありますが、そのたびに周辺国が敵になっております。また、常に報復テロなどを意識しながら、時と場合によっては、先制攻撃までせざるを得ないというような負の連鎖になっているような気がいたします。

そのように、現代においてはそうしたことにならないように、できるだけ軍事面だけではなく、外交的な努力も含めていろいろな努力をすべきだというふうに考えております。例えば、中東の石油に依存しないエネルギー政策の構築とか、貧困の克服などそういうことをしっかりやっていくべきではないかと思います。

ただ、きれいごとだけで済むような国際社会の現実かというと、そうではないと思いますので、それに対する備えもしっかりしなければならないと私は思います。

次に、消費税の増税についてでございますが、消費税率の引上げは社会保障と税の一体的改革

の中で進められるものだと思っております。急速に進む少子高齢化の中で、誰もが安心して暮らすことができる社会保障財源を確保することを目的としているものだと思っております。税金は取るな、医療は無料にしろ、福祉は充実しろ、道路は造れ、防災は万全にしろといってもなかなか財源の裏付けがございません。国、地方の債務残高が１千兆円を超えるよう今日の状況を考えれば、消費税を含めた税負担の在り方を見直すことは、当然必要なことだと思います。国民が一定の負担を分かち合い、本当に生活が大変な人たちには何らかの社会政策でカバーをする、それが重要だと思います。今後の社会保障制度全体を持続可能にするためには、こういう仕組みが必要だと私は思います。

消費税率の引上げに当たっては、景気を冷え込ませないようにすることが非常に重要でありますので、慎重な対応が必要だと思います。消費税率10％の引上げの賛否については、今後の経済情勢全般を見て判断しなければと思っております。総理ですらまだ判断していないのに、私ごときが判断するようなことでもないのかなと思っております。

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進

Ｑ．柳下礼子議員

次に、大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてです。

最初に、大雪による被災農家への支援の強化について伺います。

２月の大雪では、国及び県は、被災農家に対して撤去費用については全額、ハウスの再建では10分の９を負担するなどとした支援策を決定しました。ところが、今月陳情に見えた深谷や熊谷の農家の方々からは、「生命保険を解約して業者に払った」「補助金の内示がなければ融資も受けられない」「補助金が全く届いていない」など深刻な訴えがありました。ハウスの再建ができないので作付けもできず、このままでは生活が行き詰まってしまうと悲痛でした。若い後継者の訴えに胸が痛みます。

大雪から既に７か月がたつのに一体どうしてこうなっているのか、知事はこうした被災農家の苦しい現状を承知しておられるのでしょうか、お答えください。

ところで、今回の本県の被害総額は幾らとなったのか、補助金の申請件数はどうか、農林部長よりお答えください。

併せて、補助金の支給状況について伺います。

国は、これまでに被災農業者向けの経営体育成支援事業の埼玉県への配分額を71億円としていますが、実際に本県被災農家へ届けられた額、支給件数、対象自治体名についてもお答えください。

知事、被災農家の一刻も早い救済、再建なくして埼玉の農業の再建はあり得ません。そのためには、補助金の支払いを直ちに行うことです。しかも補助金は農家に入るのではなく、業者へ払うお金です。知事、国がどうこう言う前に県が立て替えてでも支払いをすべきではありませんか。是非申請分について、この12月末までに支払いを終えるようにしていただきたい。お答えください。

さらに、その際、今後の支払い見通しについて、全ての被災農家へ丁寧な情報を提供していただきたい。今、被災農家の一番の不安は、補助金がいつ入るか分からないことなのです。また、全ての被災農家が確実に再建できるように、支援制度は来年も活用できるよう国に対して強く働き掛けていただきたい。農林部長より併せてお答えください。

次に、土砂災害対策の推進について伺います。

さきの広島等豪雨災害で犠牲となられた方々にお悔やみと被災された方々へのお見舞いを申

し上げるものです。広島での土砂災害はかつてない甚大なものとなりました。本県においても土砂災害対策は重要課題であり、この間指摘された災害対策上の教訓を参考とすべきと考えます。

そこで、土砂災害から人命を守る対策について伺います。

住民への危険箇所の周知徹底や避難訓練に、県としてどう責任を果たすのかです。県は土砂災害危険箇所マップの配布をするとのことですが、問題はそれをどう住民の皆さんに生かしてもらうかです。危険箇所の認識を深め共有することや、避難場所の確保、避難方法など当該地域の住民にとって災害対策のイメージが具体的に分かるようにすべきです。その方策についてお答えください。

そのためにも、住民説明会を市町村と連携して実施すべきと提案しますが、いかがでしょうか、県土整備部長よりお答えください。

次に、県は、災害時の初動対応の強化として災害即応室を新設しましたが、とりわけ広島等での豪雨災害を見たとき、日常からの危険箇所の監視と対策の重要性が明白となりました。その担い手となるのは地域機関の職員です。本県での土砂災害危険箇所は、秩父県土整備事務所管内が1748か所、飯能県土で953か所、東松山県土で719か所とこの三事務所で８割以上を抱えています。しかし、そこに働く職員はこの10年で178人から144人と激減しています。

我が党は、これまでも職員削減に一貫して反対してきましたが、大規模土砂災害の想定されるときだけに、まず三県土事務所の職員の増員を図るべきではありませんか。県土整備部長よりお答えください。

Ａ．上田清司知事

次に、大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてのお尋ねのうち、農家の苦しい現状を承知しているかについてでございます。

大雪被害を受けた農業用施設等の再建については、多くの農家の皆さんから様々な声を聞いております。見積書がなかなか書いてもらえない、資材や技術者が不足している、収入が途絶え生活に困っているなど様々な課題が寄せられております。県ではこうした声を受け、国や市町村などと調整し、見積書については事情があれば一者でも差し支えないことになっております。資材や技術者の確保についても国レベルでも働き掛けをいただき、ようやく資材も届くようになり、県全体では約44％の再建率になりました。特に当面の生活資金については、県の要請によりＪＡや民間金融機関からこれまでに368件､約40億円のつなぎ融資がなされております。

補助金が被災農家のもとに一日も早く届くよう、職員の応援体制を組むとともに、申請事務の迅速化にも努めてきております。今後とも市町村、ＪＡなどと連携し、早期復旧に向けて被災農家の支援に努めてまいります。

議員から、生命保険を解約して業者に支払ったというお話がありましたが、何かの間違いではないかと思います。県の相談窓口には約１千件の相談がありましたが、そのような話は全く聞いておりません。万が一そのようなことがあれば何らかの対応をしなければなりませんので、後ほど具体的に教えていただければありがたいと思っております。

次に、補助金は県が立て替えても支払いをすべきではないかについてでございます。

農家への補助金の支払いは、事業主体である市町村が行います。現在、56市町村が3503戸からの申請を受けております。そのうち既に全体事業費の約86％に当たる233億円分が補助金申請済み、もしくは協議中でございます。今後とも国や市町村と連携し、迅速な事務手続に努め

るとともに、交付決定を受けた後、年内にも被災農家に補助金の支払いができるように対応してまいります。物事には筋目が大事であります。何でもありではよくないと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

Ａ．高山次郎農林部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてお答えを申し上げます。

まず、本県の被害総額、補助金の申請件数についてですが、２月時点の農業用施設等の被害額は残存価格で集計し、121億円と発表いたしました。３月には、被災前と同規模・同程度までの再建に実際に要する経費の９割を補助する国の支援策が示され、これを受けて５月時点で56の市町村から事業費329億円の要望が寄せられました。その後、市町村補正予算を再度集計したところ、件数では県全体で3,827戸、事業費352億円という申請規模となりましたが、これはいわば再建に必要な実際の事業費というべき性格のものであります。

次に、補助金の支給状況についてでございます。

９月末までに国費と県費合わせまして61億円を47市町村に交付決定する予定となっております。また、既に交付決定し、支払い請求があった８つの市町に対し、１億２千万円の支払いを完了しております。市町村は農家からの請求に応じ、国、県、市町村の補助金を合わせて支払うことになっております。現時点では、飯能市で撤去が完了した農家三件、３戸分の支払いが確認されております。10月には、東松山市など３市町の農家に合計２億５千500万円が支払われる予定となっております。

今後の支払い見通しにつきましては、年末までに被災農家へ補助金を支払えるよう取り組んでまいります。また、交付決定がなされれば、農家への概算払いが可能となることを市町村に詳しく説明したところでございますが、今後も引き続き関係機関と連携し、農家への周知に努めてまいります。

次に、支援制度を来年度も活用できるように国に働き掛けるべきについてです。

雪害から一日も早い復興を果たすため、年度内に全てのハウスが着工できるよう、県としてできる限りの努力をしてまいります。その上で、着工が次年度にならざるを得ないような場合には、他県とも連携し、支援の継続を国へ強く働き掛けてまいります。

Ａ．柳沢一正県土整備部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についてのうち、土砂災害対策の推進についてお答えを申し上げます。

まず、危険箇所の認識や災害対策のイメージの共有化についてでございます。

県では、土砂災害危険箇所を対象に現地で地形などの調査を行った上で、土砂災害警戒区域の指定を進めており、指定に当たっては市町村と連携して住民説明会を実施しております。説明会では土砂崩落や土石流の範囲、想定される被害の程度や警戒区域指定の必要性などを説明し、危険箇所についての認識を深めていただいております。また、警戒区域指定後は市町村が避難勧告の伝達方法や避難場所などを記載したハザードマップを作成することになっており、作成した市町村ではこれを活用した避難訓練も実施しているところもございます。訓練では、避難場所や避難経路の確認をはじめ、徒歩での避難訓練や要援護者の救助訓練などを実施し、土砂災害の危険が迫った場合に、地域の住民がとるべき行動について具体的にイメージできるよう努めております。

県といたしましては、ハザードマップの作成が進むよう技術的な支援を行うとともに、作成済みの市町村に対しては、これを用いた避難訓

練の実施を働き掛けてまいります。今後とも土砂災害から県民の命を守るため、市町村とも協力し、土砂災害対策の推進に努めてまいります。

次に、県土整備事務所職員の増員についてでございます。

県土整備事務所では日常的に道路や河川の危険箇所点検を行い、災害の未然防止に努めるとともに、災害発生時にはいち早く現場に駆け付け、応急対策に当たっております。このため、防災対策の拠点である県土整備事務所につきましては、必要な態勢を確保できるよう努めてまいりました。秩父、飯能、東松山の３つの県土整備事務所につきましては、お話しのとおり全体では職員数が減少しておりますが、道路や河川の維持管理や災害対策を担当する技術部門は職員数を維持しております。さらに、これらの事務所には平成21年７月に中国・九州地方で発生した大規模な土砂災害を受け、平成22年度から土砂災害対策を専門に担当する職員を配置し、組織面での強化を図っております。

職員の増員につきましては、公共工事の事業量や災害への対応など様々な要素を勘案し、総合的に検討してまいります。

Q．再質問　柳下礼子議員

一点のみ質問いたします。

私が質問の中で、生命保険を解約して業者に払ったというのは、直接農家の人たちの声として紹介されたものなんですね。ですから、そんなことは間違いじゃないかというのは、違います。そして、その後に知事は、そういう方がいらっしゃるんだったら言ってくださいということなので、その方に直接言ってお話をさせていただきますけれども、この点よろしくお願いいたします。確認の意味でお聞きします。

それから、大雪被害で困っている人たちは、先ほど件数とか自治体名がお答えありましたけれども、本当にいつお金が来るのかという、現金が来ていないという声がものすごく強いわけです。ですから、情報として、お宅のところには交付金がおりたからいつ行きますというふうな情報、それからきちっと年内にはというお答えでもありましたけれども、本当に年内全て現金として手元に行くのかどうなのか、行かない場合には、県として立て替えてまでもやるのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、県土整備部長に対して、いろいろな災害があるから職員は減らすのではなく増やすべきだというふうな提案をしたわけです。県土整備部からいただいた資料によりますと技術職は減らしていないということなんですけれども、技術職は本当に減っていないのでしょうかということについてお尋ねします。例えば、秩父県土整備事務所は平成16年４月１日には44人だったのが、平成26年４月１日には38人というふうになっております。この点でも６人も減っているんじゃないですか。

A．上田清司知事

柳下議員の再質問にお答えいたします。

生命保険の解約については、後ほど聞いた上でしっかりと対応したいと思います。

また、補助金等について、御指摘のようにいつ頃支払うのかという情報は、生活設計の上で、あるいは農業経営の上で極めて重要なことでございますので、できる限り把握できる範囲内において趣旨が徹底するように指示をしていきたいと思います。

また、年内ということについても、可能な限り努力をしたいというふうに考えております。

A．柳沢一正県土整備部長

大雪による被災農家への支援強化と土砂災害対策の推進についての再質問にお答えいたします。

秩父県土整備事務所の技術職員につきましては、先ほど議員の方からお話がありましたように、44人から38人に確かに減っております。これは特に道路施設関係が減少しているわけでございますが、先ほどお答えいたしましたように、道路・河川の維持管理、あるいは災害対策を担当する技術部門につきましては職員数を維持しておりまして、これは先ほど答弁したとおりでございます。

すべての障害者の権利を守るために支援の拡充を

（１）入所施設を増設して 1,300 人の待機者の解消を

Ｑ．柳下礼子議員

続いて、すべての障害者の権利を守るために支援の拡充をのうち、入所施設を増設して1,300人の待機者の解消をについてです。

昨年、日本政府も批准した障害者権利条約は、障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに共有することが必要であるとしています。国と地方自治体はその先頭に立ち、全力を尽くすべきだと私は考えています。しかし、本県の障害者の人口10万人当たりの入所施設は全国第42位と下から６番目で、待機者が1,300人います。高齢の保護者は、「この子より一日でも長生きしたい」と必死に介護しています。

改めて伺いますが、この1,300人の待機者を何としても解消するため、今後も計画的に入所施設を造るべきです。知事、御答弁ください。

Ａ．上田清司知事

次に、すべての障害者の権利を守るために支援の拡充をのお尋ねのうち、入所施設を増設し、待機者の解消についてでございます。

国は障害者の自立と社会参加のため、障害があっても地域の中で暮らすことができるよう、入所施設から地域への移行を積極的に進めております。私も、障害のある方が地域の中で安心・安全に暮らせることが第一と考えております。その一方で、地域で暮らすことが著しく困難な重度の障害がある方々もおり、入所施設の必要性がなくなることはないと思います。

私は、直接、在宅で毎日一所懸命に重度の障害者を介護している保護者の方々とお話しする機会もあります。保護者の方々はできるだけ自分の手で世話を続けたいが、自分が将来亡くなってしまうようなとき、やはり施設というものが重要だという認識を示される場合が非常に多くあります。現在、国において国庫補助制度を活用した新たな入所施設の整備は、原則として認めておりません。私は、障害者や家族の状況を見極めることなく、画一的に補助金を認めないという方針は適切でないというふうに思っております。

こうした考え方から、県では必要な入所施設について国庫補助を認めていただくように、これまで国に必要性を訴えてまいりました。その結果、例えば2014年４月には、国庫補助を導入して川口市に知的障害者の入所施設を開設することができております。今後とも施設入所を必要とする、より障害の重い方々から入所できるように入所施設を整備していきたいと思っております。

（２）医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のために

Ｑ．柳下礼子議員

次に、医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のためにです。

不妊治療、周産期医療の発達とともに、超未熟児の生存が可能になっています。しかし、現状では多くの子どもが肢体不自由児となり、人工呼吸器、気管切開など医療的ケアを受けざるを得ない状態でＮＩＣＵから在宅療養に戻りま

す。そして、子どもの看護は母親一人に任されてしまいます。お母さんたちは24時間、365日、子どもにつきっきりの生活を送っています。深夜に鳴り響く呼吸器のエラー音、たんの吸引、じょくそう防止の体位変換など新生児のお母さんのように夜も連続して眠ることができません。外出をする際も呼吸器、吸引機、酸素ボンベなど大量の荷物があり、一人での外出は困難です。仕事にも出られず、医療機器など経済的な負担も重く、生活も大変です。

このような状況を支援する体制はどうでしょうか。ほとんどの障害者施設が医療的ケアの必要な重症児の受入れをしていません。医療的ケアの必要な子どもを受け入れる場合には、医師や看護師の配置が必要だからです。埼玉県は、県内のＮＩＣＵが2016年に160床に増床された場合には、毎年90人からの重症児が生まれてくると予測しています。もはや重症児の問題は一刻も放置することができません。

重症児の入所施設は県内７か所ですが、それぞれが赤字と医療スタッフ確保に苦しんでいます。短期入所も含め早急に拡充すべきです。そのためには、報酬の改定を強く国に求めること。当面は、県として報酬の差額補填を拡充し、施設を強力に支援すべきと考えますがいかがでしょうか。

併せて、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所が、在宅の医療的ケアが必要な重症児を受け入れる場合に、看護師の配置が必須となりますが、そのための報酬が十分でなく、さらに配置加算も日割りとなっているため、看護師を雇用できない状況があります。また、保護者からは放課後等デイサービスを利用する場合に、送迎車に看護師が同乗するための加算制度を創設してほしいという要望もあります。いずれも在宅の重症児を支援するために必要なことと思いますが、福祉部長の御答弁を求めます。

Ａ．鈴木豊彦福祉部長

すべての障害者の権利を守るために支援の拡充をの(２)医療的ケアの必要な子どもたちの支援施設拡充のためににについてお答えを申し上げます。

まず、重症児の入所施設の報酬改定を国に求めるとともに、県による報酬の差額補填を拡充することについてでございます。

重症児の入所施設において適切な処遇を行うためには、看護師などの職員と利用者の配置割合を１対１以上とすることが必要ですが、現在の報酬ではこの態勢を作ることは難しい状況になっております。このため、県では各施設で利用者に対する看護師などの職員数を基準以上に配置した場合には、特別療育費として県単独の上乗せの助成を行っております。

県といたしましては、入所施設の処遇水準の向上が図られるよう、今後とも国に報酬アップを要望するとともに、報酬の引上げがなされるまでは、引き続き特別療育費の支給を行ってまいります。

次に、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所に看護師を配置するため十分な報酬を確保することについてでございます。

重症児を放課後等デイサービスなどの事業所で預かるためには、急な容体の変化に備えるため看護師の配置が不可欠であります。しかし、現在283か所ある県内の放課後等デイサービス事業所などのうち、看護師の配置しているところは27事業所と大変少ない状況となっております。事業所に看護師を配置していない理由を尋ねたところ、看護師加算はあるものの、それが十分でないため、看護師を配置できないとのことでした。

県といたしましては、各事業所において必要な看護師を配置できるよう抜本的な報酬の増額見直しについて、国に対し要望してまいります。また、日割り計算となっている現在の看護師加

算を月単位とすることについても、引き続き国に対して要望してまいります。

次に、送迎車に看護師が同乗するための加算制度を創設することについてでございます。

現在、障害福祉サービスの中では、看護師を送迎車に同乗させた場合に特別な報酬上の加算はなく、県内の事業所で実際に看護師を車に同乗させているところはございません。このため、事業所から送迎の実態をよく聞くなどして現状を把握し、どのような対応が必要かを検討してまいります。

（３）強度行動障害者の支援のために県の施設拡充を

Ｑ．柳下礼子議員

続いて、強度行動障害者の支援のために、県の施設拡充をについてです。

私の元には、強度行動障害者の保護者からの相談も寄せられています。強度行動障害はかみつきや暴力などの他傷行為、壁に頭を打ち付けるなど自傷行為が特徴の障害です。家中がめちゃくちゃになってしまう、体中傷だらけなど介護する保護者は限界です。しかし、処遇の難しい障害のため、入所や短期入所を受け入れる施設は、埼玉県内では社会福祉事業団の運営する嵐山郷など一部の施設に限られています。強度行動障害者の入所施設、せめて短期入所を早急に拡大すべきです。国に対して、１日わずか100円という重度障害者支援加算の拡充を強く要望していただきたい。

私は、第二、第三の嵐山郷の新設を希望しますが、当面嵐山郷を大幅に拡充して受入れができるよう、老朽化に伴う改築の際に定員増を検討すべきです。いかがでしょうか。強度行動障害は不適切な対応によって悪化する場合も多く、専門的支援によって予防や改善が可能です。適切な支援のための研修を充実して、今後受入施設を拡大していくべきと考えます。以上、福祉部長の答弁を求めます。

Ａ．鈴木豊彦福祉部長

次に、(３)強度行動障害者の支援のために、県の施設拡充をについてでございます。

まず、重度障害者支援加算の拡充についてでございます。

突然他人をたたく、自分の体を傷つけるなどの行動が見られる強度行動障害者に適切な支援を行うには、職員を手厚く配置することが必要となります。しかし、強度行動障害者を支援する際に認められる重度障害者支援加算は低額であるため、職員を手厚く配置するには不十分と言えます。強度行動障害者を支援する職員は入所者から危害を加えられることもあるなど、大変な苦労の中で対応していただいております。

県といたしましては、このような実情を踏まえ、実態に即した報酬に改定するよう、国に対し要望してまいります。

次に、嵐山郷を大幅に拡充して、強度行動障害者の受入れを増やすべきとのお尋ねでございます。

嵐山郷は県立の障害者支援施設として、民間施設では受入れが難しい強度行動障害者を多く受け入れております。平成26年４月１日現在、定員329人に対し、125人の強度行動障害者が入所しており、その割合は38%となっています。この割合は、県内の民間施設における強度行動障害者の定員に対する平均入所率16.3%の２倍以上となっております。

県では、この施設をできるだけ多くの在宅の強度行動障害者にも利用していただきたいとの観点から施設を改修し、平成27年度から短期入所の定員を８人から14人へ増やすという取組も行っております。

老朽化に伴う改築の際に、定員増を検討すべきとのお尋ねですが、これについては改築を検討する段階において入所者の状況を勘案し、検

討してまいります。

今後とも県立施設として、民間施設では対応が困難な強度行動障害者を優先的に受け入れることにより、県民ニーズに応えてまいります。

次に、強度行動障害者を適切に支援するための研修を充実し、受入施設を拡大することについてでございます。

現在、県内においては、埼玉県社会福祉事業団を含めた２つの事業所において施設職員を対象とした研修が実施されております。平成18年度以降、960人の現場職員に研修に参加していただきました。県といたしましては、今後も研修を継続することにより施設職員のスキルアップを図り、多くの施設で強度行動障害者の受入れが行われるよう努めてまいります。

周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力を

Ｑ．柳下礼子議員

次は、周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力をです。

厚労省は、先日の医療施設調査で小児科・産婦人科を標ぼうする病院がまた減少したと発表しましたが、所沢にある西埼玉中央病院は地域周産期センターが新生児医師の退職で閉鎖されております。そこで、私たちはセンターの早期再開を目指して今月14日、母と子の命を守るシンポジウムを行いました。その中で、西埼玉中央病院院長自ら大学医局を訪問し、医師確保に大変苦労し、産科の再開にこぎつけたことが語られました。是非、県としても引き続き支援し、一刻も早く地域周産期センターを復活させるべきだと思いますが、保健医療部長の答弁を求めます。

周産期・小児・救急医療の体制整備のためには、医師確保が鍵です。私は、常々県の政策に基づく医師養成のためにも県立大学に医学部を設置すべきだと主張してまいりました。今後も基準病床増とともに医学部新設を国に働き掛けるべきです。知事の答弁を求めます。

しかしながら、医学部の設置では目前の医師不足は解決しません。埼玉県は県総合医局を設立しておりますが、強力に医師確保を進めてほしいと思います。特に私は２つの点で伺います。

一つは、医学生への奨学制度です。これまでも求めてきましたが、県外の医学部に通う医学生の奨学金について、募集枠15人のところに今年は百人が応募したと伺っています。私は、希望の中で合格した医学生すべてに奨学金を支給したいと考えています。せめて県外医学生の奨学金枠を15人から拡充すべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

もう一つは、女性医師の支援です。

医学部学生の３割が女性である時代、女性医師への支援なしに医師不足は克服されません。そのためには、子どもを産んでも働き続けられる環境整備が必要です。認可園並の良質な院内保育所を整備するための助成を検討すること、また、当直免除のために短時間勤務の女性医師の代替医師の雇用に対する補助も拡充すべきです。保健医療部長の答弁を求めます。

Ａ．上田清司知事

次に、周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力をのお尋ねでございます。

本県の医療は、救急や周産期などの喫緊の課題に加え、全国一のスピードで進む高齢化に伴う医療需要への対応といった２つの課題がございます。これらに対応していくためには、まず、病床の整備が必要であることから、国に対し基準病床数の算定方法の見直しを強く求めてまいりました。幸い、県議会や本県選出の国会議員団の御支援もあり、国から直近の人口で再算定することが認められたことから、基準病床数の改定を行うため、今定例会に第六次地域保健医

療計画の変更を提案しているところでもございます。

今回の改定により、最大で1,502床の増床が可能になります。今定例会で計画変更の承認の議決をいただければ、速やかに医師の確保にもつながる大学附属病院の公募を実施する予定でございます。大学附属病院は自前で医師の供給をコントロールできることから、県内の医師確保が困難な地域などへ医師を派遣する機能が期待できます。

医学部の新設については、国は東北地方において例外として一校に限り許可することとしましたが、依然としてその他の地域については新設を認めておりません。医学部の設置は、長期的な視点での医師確保の有効な手段であることから、関東地方知事会議などを通じて国にこれからもしっかり要望してまいります。引き続き、県議会におかれましても御支援をお願いいたします。

A．石川稔保健医療部長

周産期・小児・救急医療体制整備のために医師確保に全力をについてお答えを申し上げます。

まず、西埼玉中央病院の地域周産期母子医療センターについてでございます。

これまで病院を統括する国立病院機構本部をはじめ首都圏の複数の大学病院などを訪問し、医師派遣の依頼を行うなど病院と一体となって周産期医療を担う医師の確保に取り組んでまいりました。こうした取組の結果、産婦人科医を確保し、本年２月から正常分娩の取扱いを開始いたしました。さらに、本年４月には常勤小児科医２名の確保により小児科の態勢強化が図られるなど、周産期母子医療センターへの再開に向けて態勢が整いつつあります。早期に再開できるよう、引き続き病院とともに医師確保に取り組んでまいります。

次に、県外医学生の奨学金を15人から拡充すべきについてでございます。

県外医学生に対する奨学金につきましては、平成24年度が５名、25年度が10名、26年度が15名と募集定員を拡充してまいりました。また、奨学金の応募者数は、平成24年度が38名、25年度が55名、26年度が105名となっており、この３年間で2.8倍に増加をしております。今後もふるさと埼玉に戻って地域医療を担っていただく医師を一人でも多く確保できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、女性医師の支援についてでございます。

現在、院内保育を行っているのは県内344病院のうち177病院で、実施率は51.5%となっており、その運営に対しまして補助を行っています。また、そのうち114病院では24時間保育を実施しておりますが、そこには運営費補助を加算するなど手厚い支援を行っております。病院内保育所につきましては、育児中の女性医師の離職防止に有効なことから、今後も現場ニーズに応じた支援に努めてまいります。

女性医師に代わり当直などを行う医師の雇用に対する助成につきましては、平成25年度申請のあった３病院10名全ての支援を行いました。

今後も女性医師が働きやすい環境の整備について積極的に取り組んでまいります。

県立小児医療センターについて

Q．柳下礼子議員

次に、県立小児医療センターについて、患者家族と地元住民の声を取り入れよについてです。

県立小児医療センターの移転問題について、２年半もの年月を経て、この６月に跡地に残す機能の案がようやく示されました。そして、患者家族と地元自治会会長への説明会がそれぞれ開かれました。重症者などを絞って一週間で数日、予約制で日常的医療管理のみを行うという案について、患者家族の多くが救急と入院がな

ければ子供の命は守れないと訴えました。地域自治会長の皆さんからは、小児二次救急機能を残してほしいと要望が出ました。

私の元にも意見が寄せられています。「センターで命を助けてもらった孫が今年４月、蓮田特別支援学校に入学しました。それ以来２回、学校から救急搬送されました。孫に付き添う救急車の中で、本当に早くセンターに着いてほしいと祈っていました」というのです。新都心では子どもが死んでしまうというのは大げさでも何でもありません。患者家族の悲痛な声に、説明会の場でセンターの病院長は「センターの明かりを消してはならない。電話をかけたら本日は診療終了しましたとなったら皆さんはどうなりますか」と発言しました。私は、この言葉を現場スタッフの総意と受け止めました。

ここで伺います。救急と入院をという患者家族の願い、小児救急機能をという自治会長の願いをどのように受け止めますか。跡地の機能について、患者家族と地元の願い、院長をはじめ現場スタッフの声を取り入れる気持ちはありますか。知事、御答弁ください。

知事は、今定例会に基準病床数を1502増床するという議案を提出しておられます。全国的医師不足の状況で、これだけの病院と医師、看護師を埼玉県に招致するという高い決意だと受け止めております。その決意であれば、現在地に病院機能を残し、新都心の総合周産期母子医療センターと二つの病院を育てていくことは可能ではないですか。知事、いかがでしょうか。

A．上田清司知事

次に、県立小児医療センターについて、患者家族と地元住民の声を取り入れよのお尋ねのうち、救急と入院をという患者家族や地元住民の要望をどのように受け止めるかについてでございます。

これまで病院局は、患者御家族へのアンケートや聞き取り調査を実施いたしました。また、患者御家族への説明会を６回、地元住民への説明会を４回開催するなど丁寧に御意見を伺っているところでございます。患者御家族から救急や入院の機能に関して強い要望があることは、私も承知しております。しかし、現在地でも救急や入院への対応を行うためには、土日や夜間も含めた受入態勢が必要になります。さいたま新都心に行くことに不安を感じる方もおられるとは思いますが、最新、最大限の医療機器を備え、スタッフも充実している新病院では万全の態勢がとられていきます。このため、救急や入院につきましては、新病院で一本化する形で対応したいと思います。

次に、院長をはじめ現場スタッフの声を取り入れる気持ちがあるのかについてでございます。

小児医療センターの病院長をはじめとした医療スタッフは、院内での検討を経て現在地の機能を提案してきており、これを基に検討しているものでございます。

次に、さいたま新都心と現在地に２つの病院を育てていくことは可能ではないかについてでございます。

小児医療センターは、一般の医療機関では対応が難しい診療を行う高度専門病院で、全県を対象とする第三次医療機関でございます。県がさいたま新都心と現在地の両方でこのような機能を担うことは、高度な医療資源の分散になることから困難であるということについて、御理解を賜りたいと思います。

すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備を

（１）特別支援学校の整備拡充を

Q．柳下礼子議員

次に、すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備をのうち、特別支援学校の

整備拡充をについてです。

埼玉県では、この７年間で高等学校２校、高校内分校３校、そして地域別の小中高等部を併設した特別支援学校４校が新たに開校し、拡充が図られておりますが、これでもまだ南部を中心に182もの教室が不足しています。障害者の学習権を保障するためにも、県はこの教室不足を一刻も早く解決すべきです。特に県南部地域の障害児の増加は必至であり、この地域で今後も計画的に特別支援学校を増設すべきと考えますが、いかがですか。教育長、お答えください。

先日、おおぞら特別支援学校を視察しました。ここは所沢特別支援学校などが過密だったために、県立所沢東高校の跡地に2010年に開校されました。特に所沢から和光市の肢体不自由児の特別支援学校に通うのが困難であったため、肢体不自由の部門の併設を求める強い運動があり、実現に至ったものです。生徒数は、開校当初の138名から309名へと2.2倍化し、５階まですべての教室を目いっぱい使うだけでなく、各教室も間仕切りしたり、２クラスで供用するなどしないと間に合わない状況です。バス乗り場が狭くて、肢体不自由児と知的障害児を時間差で乗り降りさせなければならない、職員室も130名を超す教員を相手に校長はマイクを使って話さなければならないなど、手狭な教室空間へと様変わりしていました。

そこで伺います。現在、肢体不自由の児童生徒は１階部分を使っていますが、広い校庭を使って肢体不自由児のための別棟を造ることを提案いたします。是非検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。当面、別棟が完成するまでの間は、第一に、狭くて時間差で利用しなければならないバス乗り場の改善をすべきと考えます。第二に、給食室の増築も必要であると考えますが、教育長、今後の計画をお聞かせください。

また、おおぞら特別支援学校に限らず、これから医療的ケアが必要な子どもたちが増えることが予測される中で、看護教員の複数配置が急務であると考えます。現状でも看護教員が不在の場合は保護者が呼び出されるそうです。看護教員の複数配置について、教育長の答弁を求めます。

Ａ．関根郁夫教育長

すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備をについてお答えを申し上げます。

まず、(１)特別支援学校の整備拡充をについてでございます。

県南部地域への計画的な特別支援学校の増設についてでございますが、県といたしましては、議員御指摘のとおり、毎年児童生徒数の推計を基に必要な地域に必要な対策を行っております。県南部地域につきましても今後の児童生徒数の増強を見極め、必要な対策について検討してまいります。

次に、所沢おおぞら特別支援学校の広い校庭を利用した肢体不自由児のための別棟の設置及びバス乗り場の改善、給食室の増築についてでございます。

現在、肢体不自由部門の教室は１階に10教室あり、在籍児童生徒数は20名であることから、教育環境に過密な状況は生じていないと考えております。

また、バス乗り場の改善及び給食室の増築につきましては、今後の児童生徒数の状況を見極めながら、どのような対応が有効か検討してまいります。

次に、看護教員の複数配置についてでございますが、現在各学校の医療的ケアの必要な児童生徒の状況を踏まえ、看護教員の配置の在り方について検討を進めております。

県といたしましては、今後とも障害のある児童生徒一人一人が生き生きと学べるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

（２）すべての学校教室にエアコン設置を

Q．柳下礼子議員

次に、すべての学校教室にエアコン設置をについて伺います。

異常気象とも言われるように、猛暑の夏が続いています。昨年７月の所沢市の測定でも、中学校の教室内温度が40度にも上っていました。保護者からは、「昼過ぎの授業参観で子どもがぐったりしている」「小学生の孫が授業中に倒れた」などの声が寄せられています。県教育局は市町村教育長への通知で、屋外のみならず屋内において運動やスポーツをしなくても条件が重なれば熱中症になると指摘していますが、エアコンのない高温の教室で学ぶ子どもたちはいつ熱中症になってもおかしくない事態と言えます。埼玉県内のエアコン設置率は2014年４月の時点で、半数を超える32自治体が10%にも達していません。県内の子どもたちが住んでいる自治体によって教育環境に格差が生まれ、子どもの命と健康が脅かされる状況を放置することは許されません。高温の教室内での学校生活は命と健康に関わる問題だと考えますが、いかがですか。知事の認識をお答えください。

東京都では、エアコンの設置率は99.9%とほぼすべての普通教室に設置が完了しています。東京都は2011年度に３年間で65億円の緊急の財政支援を決定し、公立学校のエアコン設置費用の６分の１を未設置自治体に補助してきました。その結果、財政負担の大きさからエアコン設置をためらっていた自治体も導入に踏み切ることになりました。

単に暑さ対策の情報提供にとどまらず、エアコンの維持管理費補助など県独自の財政支援に踏み込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。教育長の答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、すべての子どもが生き生きと学べるように教育環境の整備をのお尋ねのうち、すべての学校教室にエアコンの設置をについてでございます。

子どもたちの健康を守るために、エアコンの設置をはじめどのような対策を実施するかは、小中学校の設置者である市町村が責任を持って行うことでございます。本県においては、都市と農村、山間部と平地など学校の立地条件が市町村ごと、学校ごとに異なっております。県といたしましては、暑さ対策の施設整備手法や熱中症予防対策について取りまとめ、市町村に情報提供しておりますので、各市町村において地域の実情に応じて必要な対策を取り組んでいただきたいと思います。

A．関根郁夫教育長

次に、（２）すべての学校教室にエアコン設置をについてでございます。

エアコンの設置を含め、小中学校の教育環境の整備は、設置者である市町村が地域の実態や財政状況を考慮した上で責任を持って行うことになっております。平成26年４月１日現在、エアコン設置率は県全体で48.9%ですが、内訳は10%未満の市町村が約５割、90%以上の市町村が約４割あり、二極化している状況でございます。こうした中にあっても、各市町村では設置率が低い市町村も含め自らの課題として整備に取り組み、今後4,735教室、率にして約24%にエアコンを設置する予定がございます。

県の厳しい財政状況を見れば、エアコン設置のための県独自の財政支援を行うよりも、広域自治体として喫緊の課題である確かな学力の向上やいじめ、不登校対策などに重点的に取り組まざるを得ない状況です。

県といたしましては、エアコンの設置を希望する市町村が国庫補助制度を活用して円滑に整備できるよう、国に対して必要な財源の確保について強く要望してまいります。

映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全のために

Q．柳下礼子議員

次に、映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全のためにです。

私は、これまで繰り返し提案してまいりましたが、所沢市の狭山丘陵はあの宮崎駿監督の映画「となりのトトロ」で有名な起伏のある豊かな雑木林です。オオタカが生息し、蛍もいる湿地の水源地にもなっています。絶滅危惧種のカンアオイなど希少な植物の生存も確認され、地元から愛されるとともに、県立狭山自然公園として県内外の皆様の憩いの場となっております。

県立狭山自然公園の価値についてどう評価しておられますか。知事の見解をお伺いいたします。

一方、都心からわずか30分程度と利便性が高く、土地活用の需要も依然として高いことから、相続等の理由で貴重な樹林地が改変されていく状況が続いています。かつて早稲田大学進出の際に、埼玉県は県立狭山自然公園区域の保全を図るため、自然公園条例に基づく特別地域指定や公有地化を含めて検討すると言っていました。現在、所沢市としての強い要望は、県立狭山自然公園に関して、第一に公有地化、第二に特別地域指定です。

日本全国に知られたトトロのふるさとを守るためにも、市の意向を尊重して、第一に、地権者が土地を手放さざるを得ないなど緊急性を要する場合、迅速に公有地化を進めること。第二に、希少種が生息するなど貴重な地域について特別地域指定を推進することを求めます。環境部長の答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全のためにについてのお尋ねでございます。

埼玉県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や見沼の田んぼ、三富地域などゆとりと潤いのある緑豊かな空間に恵まれています。狭山丘陵においては地元の市や団体、県民の努力で優れた景観を生み出す緑が保全されています。特に、貴重な地域についてはさいたま緑の森博物館及び狭山丘陵いきものふれあいの里の区域に指定し、自然環境の保全を進めてまいりました。また、さいたま緑のトラスト基金で取得したトラスト保全第二号地、狭山丘陵・雑魚入樹林地もございます。民間ボランティアの方々に御協力をいただき、環境整備も行っていただいております。

今後とも地元の市や団体、県民と協力しながら都市近郊の貴重な緑地空間である県立狭山自然公園の保全にしっかりと努めてまいります。

A．半田順春環境部長

映画「となりのトトロ」のふるさと狭山丘陵の保全のためにについてお答えを申し上げます。

まず、迅速に公有地化を進めることについてでございます。

県では、県立狭山自然公園のうち保全が特に必要な地域については、さいたま緑の森博物館85.5ha及び狭山丘陵いきものふれあいの里40.9ha並びに緑のトラスト保全地3.4haの自然環境の保全を進めてきました。さいたま緑の森博物館の区域については、県が公有地化や借地化に取り組み、90%を確保いたしました。借地部分では相続などにより緊急に買取り要請が発生した場合は、順次公有地化していく方針で取り組んでいます。狭山丘陵いきものふれあいの里については、所沢市が中心となって緑地の保全に取り組んでいます。

さらに緑の森博物館、いきものふれあいの里及びトラスト地以外の重要な区域については、埼玉県身近な緑公有地化事業で対応しています。

この事業は、保全の必要性が高い地域で、市街化区域では１千㎡以上、それ以外の区域では２千㎡以上の土地が対象となります。対象地が樹木の伐採、土地の形質の変更等により景観などが著しく損なわれるおそれがあると認められる場合には、県が２分の１以内、残りを市が買収するという制度です。今後とも地元市からの公有地化の申出があった場合は、保全の必要性などを踏まえ協議してまいります。

次に、特別地域の指定を推進することについてでございます。

これまで県は、県立長瀞玉淀自然公園のうち特に景観の優れた岩畳などを特別地域に指定してきました。特別地域の指定を受けた土地は、県の許可がなければ建物の建設や土地の形状変更はできず、地権者は自らの財産の活用に厳しい制約が課せられます。こうした点を踏まえた上で地元市から要望があれば、県としては特別地域の指定について慎重に検討してまいります。

危険なオスプレイから埼玉の空を守れ

Ｑ．柳下礼子議員

最後に、危険なオスプレイから埼玉の空を守れについてです。

沖縄県議会はじめ沖縄全41市町村の反対を押し切って、米軍垂直離着陸輸送機ＭＶ22オスプレイが普天間基地に配備されて２年、事故多発のオスプレイが既に日本全国の上空を我が物顔に飛び回り、住民は不安を抱いています。この埼玉でも８月29日、30日と日高市、飯能市で、９月５日には住宅密集地の上尾市内でオスプレイの姿が撮影されています。

ネット上では、オスプレイは改善され、事故率が低くなっているなどという情報が広まっています。しかし、カワサキヘリコプタシステム役員が、オスプレイのローターが小さいことから、オートローテーション降下の際に沈下速度が大き過ぎて安全な着陸ができないと述べているように、専門家はその安全性を認めていません。

知事に伺いますが、オスプレイの危険性についてどのように認識しておられますか。

2012年の日米合同委員会の合意では、オスプレイについて「可能な限り水上を飛行する」「人口密集地域といった場所の上空を避けて飛行する」などが確認されていますが、先ほどの目撃情報によると合意は完全に無視されています。また、2012年の全国知事会の緊急決議は、飛行訓練についてはその具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求めるとあります。しかし、今回埼玉県には情報提供がなく、横田基地周辺の自治体のみに連絡があったと聞いております。

このような日米合意や全国知事会の決議をも意に介さないオスプレイについて、その飛行を中止するよう米軍に申し入れていただきたい。また、オスプレイの飛行について、確実に情報を提供するよう申し入れるべきです。２点について、知事の答弁を求めます。

1963年、毛呂山の現埼玉医科大学病院へのＢ57墜落事故では県民１名が死亡し、10数人が負傷しました。これを含め、米軍機墜落事故によって戦後９名の県民が亡くなっています。埼玉県の空の安全は断固として守るという決意で臨むべきだと強く申し上げます。

続いて、所沢米軍通信基地のヘリコプター着陸についてです。

７月８日の夜、この米軍基地周辺で猛烈なヘリコプターの騒音が響き渡り、市に次々と苦情が寄せられました。市が米軍に照会したところ、午後７時半から９時45分頃米軍ヘリが運用されたと回答を得ました。なぜ突然異例のヘリ着陸が行われたのか、なぜ午後９時過ぎという常識外れな時間帯にヘリが離着陸されたのか、住民は大変な不安を募らせております。

そこで、お伺いしますが、第一に、７月８日の米軍ヘリ着陸の目的と、過去、同基地への航空機の離着陸実績を直ちに米軍に照会していただきたいのですが、どうか。

第二に、爆音をとどろかせるヘリの夜間運用をやめるよう厳しく申し入れすべきと考えますが、どうか。

第三に、所沢市民の総意は基地の全面返還です。早期に返還するよう引き続き働き掛けるべきです。

以上３点について、企画財政部長よりお答えください。

以上です。御清聴ありがとうございました。

Ａ．上田清司知事

最後に、危険なオスプレイから埼玉の空を守れのお尋ねのうち、オスプレイの危険性の認識についてでございます。

オスプレイについては、普天間基地への配備直前の2012年４月にモロッコで、６月にアメリカ、フロリダ州で墜落事故があり、国民の間に不安が広がったことは事実だと思います。国は2012年９月に機体の安全性に特段の問題がないこと、十分な再発防止策がとられていることなどを総合的に勘案し、安全性は十分に確認されたとの見解を示しています。しかし、オスプレイについては、いまだ不安を感じている県民もおられます。そこで、オスプレイの安全飛行の徹底、県民への安全性の十分な説明を国が行うべきだと考えております。

次に、オスプレイの飛行中止を米軍に申し入れるべきではないかについてでございます。

私は、将来はともかく、在日米軍全体による抑止力の強化及び沖縄県の負担軽減の観点から、オスプレイの本土における飛行訓練については、やむを得ざる選択というふうに考えております。それゆえ飛行中止を申し入れることはできません。

次に、オスプレイの飛行について、確実な情報提供を申し入れるべきではないかについてでございます。

オスプレイの本土での飛行訓練等に当たっては、北関東防衛局から事前に関係地方公共団体へ飛行する日や離着陸の場所の情報提供があります。決して我が物顔で飛んでいるわけではないと思います。入手した情報は県ホームページで掲載し、市町村及び県民の皆様にお知らせをしています。ただ、提供される時期は飛行訓練等の直前であることが多く、飛行ルートが示されていないなど内容も不十分なところがございます。

基地関連の諸問題を協議する団体として、本県及び基地関連の14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や米軍基地所在の14都道県で構成する渉外知事会もございます。本県ではこれらの団体と協力して、７月及び８月に要望を行いましたが、今後ともオスプレイの飛行について、正確かつ迅速な情報提供を引き続き国に求めてまいります。

Ａ．中野晃企画財政部長

危険なオスプレイから埼玉の空を守れのお尋ねのうち、所沢通信施設への米軍ヘリ着陸の目的と同基地への航空機の離着陸実績の米軍への照会についてでございます。

現在、米軍機の飛行に関する情報は、オスプレイの飛行情報と大規模な編隊を組んだ飛行訓練に関するものだけが防衛省から事前に提供されています。したがって、本件については、事前の情報提供はございませんでした。

所沢通信施設が所在する所沢市に確認したところ、米軍のヘリコプターは今回も含め年に数回飛来し、市民から苦情があると聞いています。北関東防衛局を通じて米軍に７月８日のヘリの離着陸の事実、目的、これまでの実績について照会しました。その結果、離着陸の事実は把握

できましたが、目的やこれまでの実績については回答を待っているところでございます。

次に、ヘリの夜間運用をやめるよう厳しく申し入れるべきではないかについてでございます。

本県及び関係する14市町で構成する埼玉県基地対策協議会では、平日の午後５時から翌日午前８時までの飛行制限の徹底について毎年関係省庁へ要望を行っております。本年も７月29日に、協議会を代表して塩川副知事と構成団体の市長が要望を行ったところでございます。また、米軍基地所在の14都道県で構成する渉外知事会においても、８月１日に同様の要望を行っております。本県といたしましては、今後も夜間の飛行制限の徹底について強く国へ要望してまいります。

最後に、基地を早期に全面返還するよう、引き続き働き掛けるべきではないかについてでございます。

米軍所沢通信基地の全面返還につきましては、埼玉県基地対策協議会の長い要望活動の積み重ねの結果、平成24年２月の日米合同委員会で東西連絡道路用地の返還合意に至ったところでございます。現在所沢市では、基地内の倉庫、アンテナなど施設移転や撤去のための工事設計に着手していると聞いております。

引き続き基地の全面返還が進むよう、所沢市とともに埼玉県基地対策協議会の要望活動などを通じて国に強く要望してまいります。